

特 記 仕 様 書

本委託調査に適用する特記事項は次に示すとおりとする。

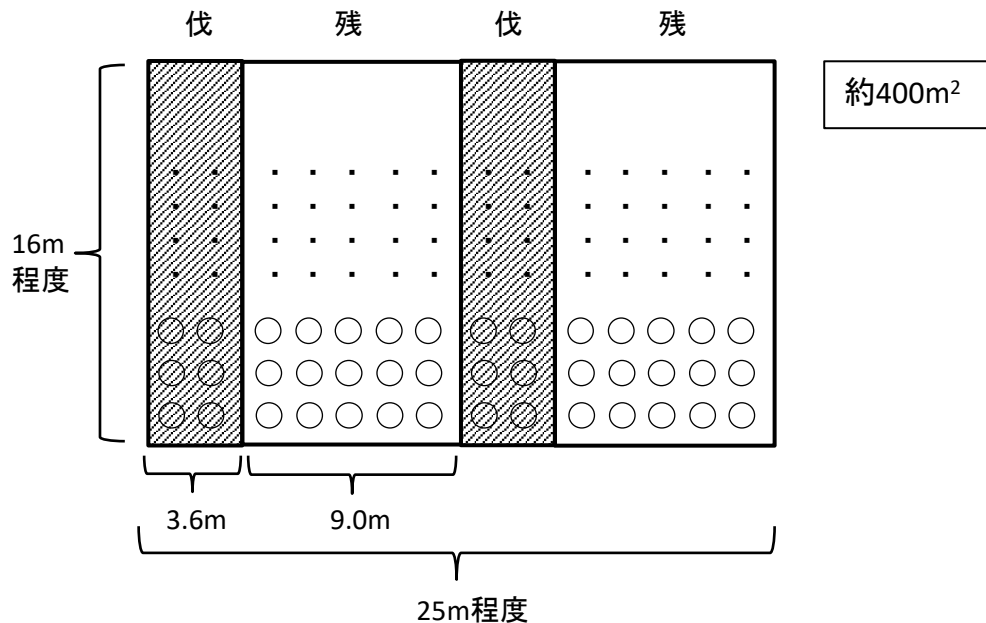
特 記 事 項

1. CSF(豚熱)への対応について

CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、新潟県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めることとする。

2. 列状間伐調査地における標準地の設定について

隣接する立木間距離を約1.8mとして、**2伐5残**を想定する。目安として下記のような区域を標準地として設定する。また、原則として伐採列方向は傾斜方向と平行とする。



3. 立木販売調査地における標準地について

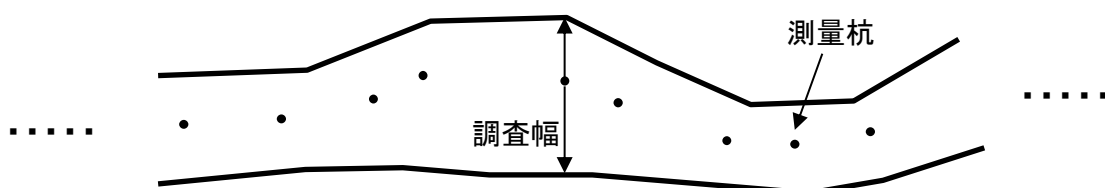
立木販売調査地における標準地については、1箇所あたり0.04ha以上とする。

4. 立木販売列状間伐調査地における極印の使用について

列状間伐調査を行う立木販売調査地については、伐採木への極印の使用は標準地内のみとする。

5. 「24い2」林小班の調査について

「24い2」林小班は調査区域幅のおよそ中央部に測量杭が設置されている。契約後にこの杭に関するデータ、図面等を貸与するので、調査者はそれらを元に契約後に発注者が示す各杭から一定距離の左右幅の区域内を調査することとする。周囲測量は実施しない。



6. 「80へ」林小班の調査について

調査区域は区域図を目安に設定し、面積を概ね5ha以内とすること。